



2022年5月12日

各 位

会 社 名 サンケン電気株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 高橋 広  
コ ー ド 番 号 6707 (東証 プライム市場)  
問 合 せ 先 I R 部 長 岩田 卓也  
T E L (048)472-1111

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第105回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るため、現行定款第2条に定める目的につきまして、変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り変更するものであります。
  - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日(予定)  
定款変更の効力発生日 2022年6月24日(予定)

以 上

別 紙：

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>電気機械器具の製造および売買</u></li><li>2. <u>電気工事、電気通信工事その他前号に付帯する建設工事</u></li><li>3. 前各号に付帯する一切の業務</li></ol> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 1 6 条</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>電子部品、デバイス、電子回路の製造および販売</u></li><li>2. <u>電気機械器具の製造および販売</u></li><li>3. 前各号に付帯する一切の業務</li></ol> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 1 6 条</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>①定款第 1 6 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>②前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 1 6 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>